

# 食品等の譲渡等に関する協定書（個人用）

特定非営利活動法人おかやま UFE（以下、「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）は、住まいや暮らしに困りごとや悩みを抱えながら暮らしている方への「暮らしの安定」につながる活動に取り組む目的で、甲から乙へ提供する食品等（以下、「食品等」という。）の譲渡、管理及び受領について以下のとおり取り決めを行うこととする。

## 第1条 食品の提供

乙の頭書きの活動に対し、甲は乙の希望を考慮して、提供する食品の種類や量、譲渡方法等を検討の上、乙に対しこれを無償で提供するものとする。

## 第2条 食品等の品質についての免責

甲の配布する食品等は、甲への善意による寄付食品等であり、賞味期限が近いあるいは切れている場合があることを、乙は了承の上受け取るものとする。甲から乙へ譲渡した食品等に品質上の問題があった場合も、甲は一切の責任を負わず、乙の責任で対処するものとする。この場合、食品等の製造元メーカー等への乙及び乙の関係者等による請求及び問い合わせ等は絶対的に禁止する。

## 第3条 食品等の利用制限

乙は、受け取った食品等を転売してはならず、金銭その他の有価物と交換してはならない。

## 第4条 食品等の受け取りについて

乙は、甲からの食品等の受け取りに際し、フードバンク受取者名簿に記名等を行うものとする。甲は、本協定書とともに、この名簿を保管するものとする。

## 第5条 提供食品に係る事故発生時における対応

甲と乙は、食品等に係る事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。

## 第6条 反社会的勢力の排除に関する確約

甲と乙は、下記の反社会的勢力の排除に関する確約を宣言するものとする。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又は構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）でないこと。
  - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会勢力ではないこと。
  - (3) 反社会勢力に自己の名義を使用させ、この協定書を締結するものでないこと。
  - (4) 本契約期間中、自ら又は第三者を利用して、この協定書に関して次の行為をしないこと。
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は毀損する行為
- 2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- (1) 前項（1）又は（2）の確約に反する申告をした場合

(2) 前項(3)の確約に反した行為をした場合

(3) 前項(4)の確約に反した行為をした場合

3 前項によりこの契約が解除された場合、解除された者は、解除より生じる損害について、

その相手方に対して一切の請求を行わないものとする。

## 第7条 協定書の有効期間

本協定書の有効期間は、下記日付から満1年間とする。

期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

## 第8条 その他の取り決めについて

この契約書に定めのない事項については、甲及び乙は、関係法規ならびに慣習に従い、誠意を持って協議の上、善処することとする。

本協定合意の証として、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年　　月　　日

(甲) 岡山市北区東古松 4-4-22

サクラソウ 501号室

特定非営利活動法人おかやま UFE

理事長 水谷賢

(印)

(乙)